

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	千葉県	
3. 市区町村名	鎌ケ谷市	
4. 届出番号	15	
5. 独自利用事務の事例番号	57-2	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-jyohou/tokuteikojin/dokujiriyoujimu-ic.html	

執行機関名 鎌ケ谷市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鎌ケ谷市遺児手当支給条例(昭和50年鎌ケ谷市条例第32号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めたもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鎌ケ谷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項別表第1第15項 鎌ケ谷市遺児手当支給条例(昭和50年鎌ケ谷市条例第32号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法 第1条	鎌ケ谷市遺児手当支給条例(昭和50年7月9日条例第32号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、父母又は父母の一方が死亡し、又は障がいの状態になった場合、その児童の養育者に遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鎌ケ谷市遺児手当支給条例(昭和50年7月9日条例第32号)